令和3年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	7	府省庁名 金融庁					
対象	税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()					
要望 項目名		特定口座の利便性向上					
要望(概							
		特例措置の内容1. 特定口座の利便性向上を図る観点から、特定口座に係る手続について、更なるデジタル化の推進を図ること。					
		2. 特定口座における投資一任契約に係る費用について、源泉徴収時の費用計上を可能とすること。					
関係	条文	(地方税法附則第35条の2の4、第35条の2の5、 地方税法施行令附則第18条の4、第18条の4の2、 租税特別措置法第37条の11の3 等					
減. 見 <i>辽</i>		[初年度] - (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位:百万円)					
要望	理由	(1)政策目的 特定口座の利便性向上により、投資環境の更なる整備を図る。					
		(2) 施策の必要性 特定口座は、個人投資家の納税手続の負担を軽減するために設けられた制度として、平成15年1月の制度 開始以来、約4,000万口座(令和2年6月末時点)が開設されており、個人の有価証券投資のインフラとし て定着している。 しかしながら、投資家と金融機関間の一部手続については、書面での提出が必要な書類も残っているほか、 電子化されている書面についても、電子的な送信の都度、本人確認書類を併せて送付する必要があるなど、 より一層のデジタル化を進める必要がある。 また、特定口座における投資一任契約に係る費用については、源泉徴収時の費用計上が認められておらず、 投資家は、自身の手で納税手続を行う必要がある。 本施策は、特定口座の利便性向上により、個人投資家が投資しやすい環境の整備を図るものである。					
本要:		なし					
縮洞		ページ 7_1					

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		Ⅱ - 1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
	政策の 達成目標		個人投資家が投資しやすい環境の整備を図ること。
	置等	負担軽減措 の適用又 E長期間	恒久措置とする。
		この期間中 達成目標	(「政策の達成目標」と同じ)
	政策目標の 達成状況		
有	要望の措置の 適用見込み		約4,000万口座(令和2年6月末の特定口座数)
勃性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)		要望の措置は、投資家及び金融機関双方の負担軽減を図るものであり、有効である。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置		
相当	予算上の措置等 の要求内容 及び金額		
性	の措	の予算上 置等と !項目との	
	要望の措置の 妥当性		要望の措置は、投資家及び金融機関双方の特定口座の利便性を向上させるものであり、妥当である。
		ページ	7—2

税負担軽減措置等の 適用実績	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	_
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	平成 15 年 1 月 特定口座制度導入。
ページ	7—3